

義務教育における食育の提言

小野尚美*¹ 小野章史*²

要 約

栄養教諭の配置が2005（平成17）年4月に始まり、同年6月には食育基本法が制定され、教育現場で食育の推進が求められた。配置までの食に関する教育の多くが給食時間に実施されてきたが、時代の流れの中で食生活が大きく変わり、食育を1つの教科として扱うほどの教育内容となってきた。栄養教諭配置から15年を経て現状を顧みると栄養教諭制度の改革が必要と考えられた。栄養教諭が行うべき教育は、「子どもたち自らが将来にわたって健康に生活するための食行動を身に付ける教育」である。その教育を確かなものとするためには、現行の給食業務は切り離し、食に関する教育のみを職務とする栄養教諭にすることが必要である。

1. はじめに

2005（平成17）年に食育基本法¹⁾が制定され、翌2006（平成18）年に食育推進基本計画²⁾が策定された。その基本計画の中では、食育を国民運動として推進していくために9つの項目に目標値が定められた。その1つとして学校給食で地場産物を使用する割合を増やす目標値が定められ、これは5年毎の評価である2011（平成23）年に策定された第二次食育推進基本計画¹⁾でも継続されたが、新たに地場産物に限らず国産食材を使用する割合を増やす目標値が加えられた。2016（平成28）年に策定された第三次食育推進基本計画¹⁾でもこの目標値は引き継がれ、さらに、中学校での学校給食実施率を現状の87.5%（平成26年度）から90%以上に増加させる目標値が加えられた。

一方、食育基本法が制定された3年後の2008（平成20）年に小、中学校の学習指導要領^{3,4)}では、「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の3の体育・健康に関する指導が示されている中に新たに「食育の推進」が盛り込まれた。

また、学校給食の法的根拠となっている学校給食法⁵⁾が2008（平成20）年に改正され、「学校における食育の推進を図ること」が明記された。

これまで食に関する教育は、主として学校給食を活用して給食の時間に行われてきたが、食育基本法

の制定により、義務教育で更なる食育の推進が求められ、食に関する教育の内容が多岐にわたるようになり、子どもたちへの食に関する教育では土日祝日や夏休み等長期休暇の給食がない日々の食のあり方に関する食育も含めどのようなことに重点をおくべきかに視点をあて、食育を健康維持増進という確かな結果に結びつけるためには栄養教諭制度が現行のままではいのかを検討することとした。

2. 調査対象と法文の扱い

調査対象は、食育基本法（2005年制定）、食育推進基本計画（2006年策定）、第二次食育推進基本計画（2011年策定）、第三次食育推進基本計画（2016年策定）、小・中学校学習指導要領（2008年告示）、学校給食法（2008年改正）とした。

法文の扱いでは、調査対象とした法文及び公文書には下線を付し、義務教育で用いられる「給食指導」、「食に関する指導」、及び「食育」等、食に纏わる教育や指導をすべて含む表現として「食に関する教育」を用いた。

3. 結果

3.1 食育基本法が義務教育に求める食育

「食育」という言葉が広く使われるようになったのは、食育基本法が制定されてからで政府主導のも

*1 中国学園大学 現代生活学部 人間栄養学科

*2 川崎医療福祉大学 医療技術学部 臨床栄養学科

（連絡先）小野尚美 〒701-0197 岡山市北区庭瀬83番地 中国学園大学

E-mail: samiono@cjc.ac.jp

とに普及されていった新しい言葉である⁶⁾。

「食育」とは、食育基本法の前文第2段落に示されている「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことより、健全な食生活を実践できる人間を育てることが食育であると捉えることができた。

「健全な食生活」について、この法律の第2条から第8条に、7つの基本理念が定められており、第2条「食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実施することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない」、第3条「食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない」、第7条「食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない」、第8条「食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない」と定められていた。

また、この法では食育推進基本計画が国民運動として食育を推進していくために、第16条には、

「食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする」と定めていた。食育推進基本計画では、①食育の推進に関する施策についての基本的な方針、②食育の推進の目標に関する事項、③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項、④食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めることが規定され、食育を国民運動として推進していくために目標値が設けられた(表1)。2006(平成18)年に掲げられた目標値の1つに、学校給食における地場産物を使用する割合を現状の21.2%(2004(平成16)年)を2010(平成22)年には30%以上にするという目標値が掲げられた。しかし、目標値を達成できず(26.1%)、2011(平成23)年に策定された第二次食育推進基本計画でも同様の目標値が掲げられ、しかも新たに学校給食における国産食材を使用する割合を現状の77%から80%以上に増やすという目標値が加えられた。しかし、ともに目標値を達成することができず(26.9%、77.3%)、2016(平成28)年に策定された第三次食育推進基本計画でも同様の目標値が掲げられた上に中学校における学校給食実施率を現状の87.5%(平成26年度)から90%以上に増加させる目標値が加わった。

3.2 学校給食に求められる食育

学校給食の始まりは1889(明治22)年とされているが、学校給食が教育活動として考えられるようになったのは戦後であった⁷⁾。

戦後の1954(昭和29)年に学校給食法が制定され、第1条に学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであるだけでなく、国民の食生活の改善に寄与するものと明記され、児童及び生徒だけでなく、子どもたちの家族を含めた国民の食生活改善が期待されていた。しかし、食育基本法制定後の2008(平成20)年に改正された学校給食法では、これまでの学校給食に求められていた国民の食生活の

表1 食育の推進に当たっての学校給食関連の目標値

目 標 項 目	目 標 値		
	2010 年度	2015 年度	2020 年度
学校給食における地場産物を使用する割合の増加	30%以上	30%以上	30%以上
学校給食における国産食材を使用する割合の増加		80%以上	80%以上
中学校における学校給食実施率の増加			90%以上

*食育推進基本計画^{1,2)}より作成。

改善は削除され、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものと改められ、目的に「学校給食の普及充実」に加えて、「学校における食育の推進」を図ることが追記された。

第2条の学校給食の目標では、1954年制定の学校給食法には4つの目標が掲げられていたが、そのうち3つが改正、1つは削除され、新たな目標が4つ加えられ、改正された学校給食法の目標は7つに増えた。削除されたのは3項「食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること」である。新たに、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」、「食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」、「食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと」、「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」の4つが設けられた。

しかし、学校給食の目標は食育の推進だけでなく、教育改革をも受けて改正されており⁸⁾、教育基本法（2006〈平成18〉年12月改正）の第2条「教育の目標」が反映されている。それは、2号「……、勤労を重んずる態度を養うこと」、4号「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」、5号「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する……」であり、これらを踏まえて加えられた。

さらに、平成17年度に制度化された栄養教諭の役割について「学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導」や「食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導」等、「学校給食を活用した食に関する実践的な指導」を行うとされた。

3.3 学習指導要領が求める食育

食育基本法が制定された後、告示された小学校学習指導要領では、「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の3には、体育・健康に関する指導が示されており、ここに「食育の推進」が盛り込まれた。そして、その指導は体育科や特別活動だけでなく、家庭科においても求められた。中学校においても、同様に保健体育科や特別活動だけでなく、技術・家庭科においても求められた。

2017（平成29）年に告示された小学校学習指導要領では、「第1章 総則」の「第1 小学校教育の基本と教育課程の役割」の2（3）には、体育・健康に関する指導が示されており、ここに「食育の推進」

が盛り込まれた。そして、その指導はあらゆる教科で求められた。

学校給食は、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」として、「特別活動」の「学級活動」に位置付けられており、小学校においては、「給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること」⁹⁾、中学校においては「給食の時間を中心としながら、成長や健康管理を意識するなど、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること」¹⁰⁾とした。この内容は「自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯にわたって望ましい食習慣が形成され、食事を通してよりよい人間関係や社交性が育まれるようにするもの」^{11,12)}としている。さらに、小学校においては、「楽しく食事をすること、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備などの改善について身近な事例を通して考え、自己の課題に気づき、具体的な目標を立てて取り組むなどの活動が中心となる」¹¹⁾としている。中学校においては、「規則正しく調和のとれた食生活は、健康の保持増進の基本である。近年の生徒等の食生活の乱れが、生活習慣病はもとより心の健康問題にも発展するなど食に起因する新たな健康問題を生起していることから、学校においても食育を推進し、望ましい食習慣を形成することは極めて重要な課題となっている」¹²⁾とした。

3.4 義務教育で推進すべき食育

食育は、①健康の維持増進や生活習慣病の予防を考えた食生活を実践できる人間を育てること、②食や食に関わる人々に感謝する食生活を実践できる人間を育てること、③食文化の継承や地域の特性を生かした食生活を実践できる人間を育てること、④食料自給率の増加に繋がる食生活を実践できる人間を育てること、⑤食品の安全性が確保された食生活を実践できる人間を育てること、と整理された。

食育基本法に則した食育推進基本計画が学校に求めている食育は、④食料自給率の増加に繋がる食生活を実践できる人間を育てること、学校給食法の食育は、②食や食に関わる人々に感謝する食生活を実践できる人間を育てること、③食文化の継承や地域の特性を生かした食生活を実践できる人間を育てること、学習指導要領の食育は、①健康の維持増進や生活習慣病の予防を考えた食生活の実践できる人間を育てること、に重点が置かれていた。

栄養教諭制度の創設に至る本格的な検討が始まったのは、1996（平成8）年に文部科学省が保健体育審議会に諮問した「生涯にわたる心身の健康の保持

増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」に対して、1997年(平成9)年に保健体育審議会が出した答申からであった¹³⁾。その答申の中で、「近年における食の問題とそれに伴う児童生徒の健康問題の深刻化に伴い、これら健康教育の一環としての食に関する指導の場が従来以上に増加し、学校栄養職員には本来業務に付加して対応が求められた。このため、学校栄養職員について、栄養管理や衛生管理などの職務はもとより、担任教諭等の行う教科指導や給食指導に専門的立場から協力して、児童生徒に対して集団又は個別の指導を行うことのできるよう、これらの職務を實踐できる資質の向上を図る必要がある」と提言した。

2002(平成14)年に中央教育審議会が「子どもの体力向上のための総合的な方策について」の答申で、「『栄養教諭(仮称)』制度など学校栄養職員に係る新たな制度の創設を検討し、学校栄養職員が栄養及び教育の専門家として児童生徒の食に関する教育指導を担うことができるよう食に関する指導体制の整備を行うことが必要である」と具体的な提言をした。

2003(平成15)年には、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会や初等中等教育分科会等で栄養教諭創設に向けた審議が行われ、2004(平成16)年、中央教育審議会が「食に関する指導体制の整備について(答申)」を取りまとめた。

その中で、「子どもが将来にわたって健康に生活

していけるようにするためには、子どもに対する食に関する指導を充実し、望ましい食習慣の形成を促すことが極めて重要である」とし、栄養教諭制度の創設を提言した。これを受けて栄養教諭制度創設に必要な法律を改正する「学校教育法等の一部を改正する法律案」が第159回国会に提出され、5月14日に可決・成立し、5月21日に交付された。

3.5 学校栄養職員および栄養教諭配置の変遷

栄養教諭は創設以来年々増加し、平成30年度の配置数が6,488人となった。しかし栄養教諭の定数は、学校栄養職員数との合計数で定められており、栄養教諭制度が創設される以前の学校栄養職員定数と大きく変わっていない。学校数の増減もあるが、栄養教諭と学校栄養職員数の合計数は、創設前の学校栄養職員数とほとんど変わってなかった(図1)。

栄養教諭に求められている職務内容の1つに、児童生徒への個別的な相談指導があり、肥満傾向や強い痩身願望のある児童生徒に対する個別指導が含まれた。しかし、栄養教諭制度が創設されてからの肥満傾向や痩身傾向の児童生徒の割合に大きな変化はみられなかった(図2)。肥満傾向児については平成18年度から23年度にかけてグラフに示したどの年齢も減少傾向であるが、その後は横ばいであった。また、痩身傾向児については、11歳男女と14歳女については2.5~3.5%間を増減を繰り返しているが、14歳男については増加傾向が見られた(図3)。

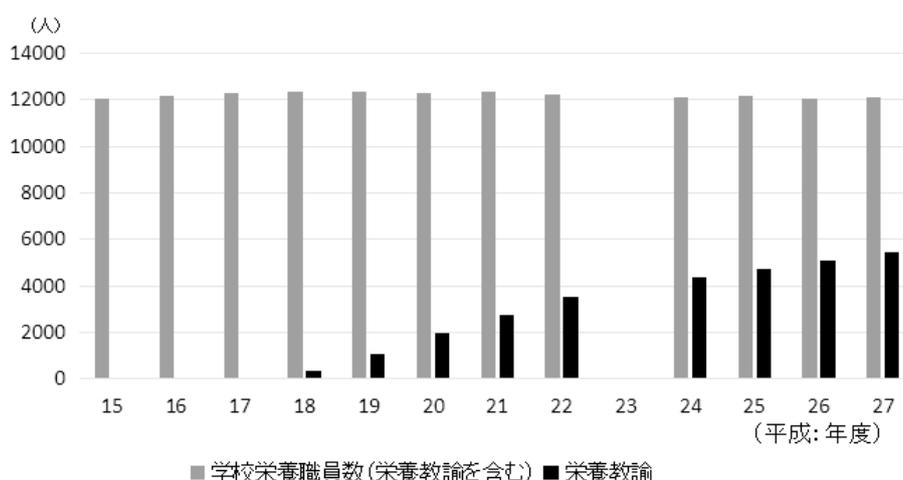


図1 学校栄養職員及び栄養教諭配置数の変遷

* 文部科学省 学校給食実施状況等調査¹⁴⁾より作成。

** 平成23年度については東日本大震災の影響で調査より岩手県、宮城県及び福島県が対象より除かれていたため削除した。

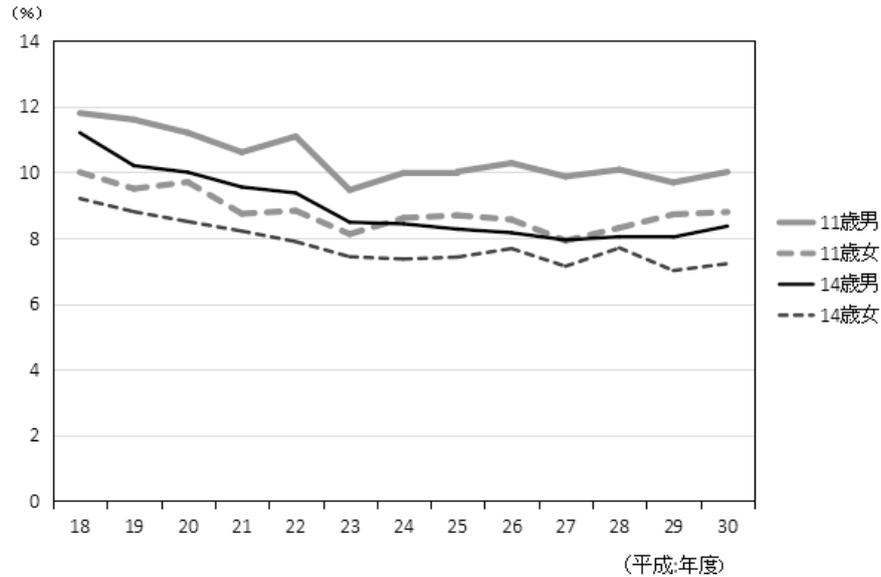


図2 肥満傾向児の推移

* 文部科学省 学校保健統計調査¹⁵⁾より作成.

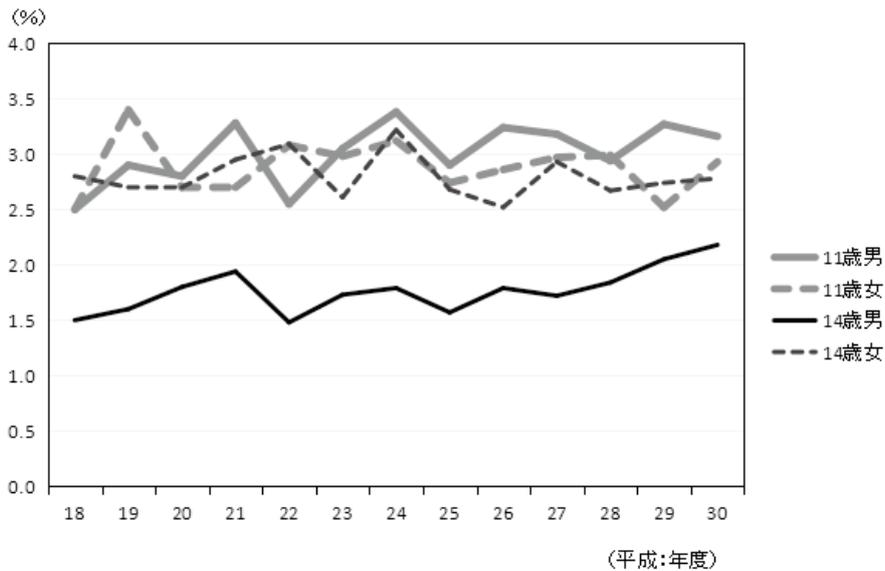


図3 痩身傾向児の推移

* 文部科学省 学校保健統計調査¹⁵⁾より作成.

4. 考察および提言

食育基本法の食育は、健全な食生活を実践できる人間を育てることであり、「健全な食生活」には、健康の増進を考えた食生活はもちろんのこと、食や食に関わる人々に対して感謝する食生活、伝統の食文化や地域の特性を生かした食生活、食料自給率の増加に繋がる食生活や食品の安全性が確保された食生活をも含むと考えられる。

したがって、この法律における「食育」は、健康の維持増進や生活習慣病の予防を考えた食生活の実践だけでなく、食や食に関わる人々に感謝をする食生活、食文化の継承や地域の特性を生かした食生活、食料自給率の増加に繋がる食生活や食品の安全性が確保された食生活を実践できる人間を育てることと捉えることができる。

さらに、この法律では食育を国民運動として推進

していくために、食育推進基本計画の中で達成すべき目標値が定められており、この目標値よりこの法における学校給食での食育は、食料自給率の増加に繋がる食生活を実践できる人間を育てることに重点が置かれていると捉えることができた。

次に、学校給食法は食育基本法の制定後に改正され、学校給食の目的には、「学校給食における食育の推進」を図ることが加えられた。第2条の学校給食の目標は、3つが改正、1つが削除、そして食育の観点を踏まえた項目が新たに加えられ、4つであった目標が7つになったとされる。しかし、削除されたとされる「食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること」は、「食生活の合理化」は削除されたが、「栄養の改善」は「適切な栄養の摂取」と表現を変え、改正された学校給食法では「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」に改められたとも捉えられた。

当時の「食生活の合理化」を昭和34年4月6日衛発第303号をもって厚生省公衆衛生局長より各都道府県知事、政令市長宛に通知された「昭和34年度栄養及び食生活改善事業の実施方針について」から知ることができた。そこには、「わが国の食生活は、長い間つちかわれた米食中心の食習慣のため、体位及び体力が十分具備されず、栄養欠陥も相当見受けられ、健康状態及び活動力が阻害されていることは、国民栄養調査の結果等からみて明瞭であった。食形態を改善するには、動物性食品及び油脂類の増加をはかるほか、とかく米飯では陥りやすい米の過食や偏食を防ぐための小麦食その他雑穀食の導入をはかり、1日1回以上食するように普及指導されたい」と記されていた。食生活の合理化は、効率よく栄養補給をするために、粒状のために消化吸収が悪い米食から粉状で消化吸収のよいパン食にすること、たんぱく質やエネルギーの確保に肉類、牛乳などの動物性食品を用いることや油で調理した食事にするのであったと考えられる。効率よく栄養補給をする必要性はなくなり、さらにはそのような摂取の仕方により引き起こされている生活習慣病を防ぐ観点からも削除されたと考えられる。

また、栄養教諭の役割が示され、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行う場合、学校給食に地域の産物を用いたり、創意工夫をして、地域の食文化、食にかかる産業又は自然の恵沢への理解を図ることが求められている。

よって、学校給食に求められる食育は、食文化の継承や地域の特性を生かした食生活や食や食に関わる人々に感謝する食生活を実践できる人間を育てることに重点が置かれていると捉えられた。

学習指導要領には、給食の時間を中心としながら望ましい食習慣の形成を図ることが求められており、学校に求めている食育は、健康の増進や生活習慣病の予防を考えた食生活ができる人間を育てることに重点が置かれていると捉えることができた。

食育の推進が求められ、学校での食に関する教育の内容が多岐にわたっているが、学校で最も求められる食に関する教育は何であるか。食に関する教育を中心として担う栄養教諭が創設される際、求められていた教育の内容について確認すると、子どもたちが生涯にわたって健康で生活できるように、一人ひとりに合った適切な食事のあり方や食習慣を理解させ、それを生活の中で実践できるように教育することである¹⁶⁾。これは、3.4 義務教育で推進すべき食育で示した食育①～⑤の5つの中では①健康の維持増進や生活習慣病の予防を考えた食生活を実践できる人間を育てることに該当する。

よって、義務教育での食育で最も求められていることは、子どもたち自らが将来にわたって健康に生活するための食行動を身に付ける教育であり、そのために栄養教諭制度が創設されたと言っても過言ではない。しかし、栄養教諭の職務については、学校教育法に「栄養の指導及び管理をつかさどる」と定められているため、子どもたちに対しての食に関する教育と学校給食の管理のどちらも担うことになっている。

創設前に比べ職務が増えているにもかかわらず、学校栄養職員と栄養教諭を合わせた定数は創設前の学校栄養職員の定数とほぼ変わっていない。学校栄養職員と栄養教諭を合わせた定数の中で栄養教諭の割合が増えてきただけである(図1)。したがって、このまま栄養教諭配置数が増加したとしても食に関する指導を充実させることは難しいと考えられる。

このような状況より、実質的に栄養教諭が少ないにもかかわらず、職務内容が多く個別指導まで十分に実施できていないことが考えられる。

先に確認したように栄養教諭は、子どもたちに対して食に関する教育と学校給食の管理のどちらの職務も担うことになっている。しかし、栄養教諭が配置されるようになり15年が経過し食に関する問題が期待されるほど大きく改善されていないことを考えると、栄養教諭に食育の推進において期待が大きい分、学校給食の管理という職務の上に食に関する教育という職務が課されることになり、栄養教諭に求められる「土日祝日や夏休み等長期休暇の学校給食がない日の食行動、さらには子どもたち自らが将来にわたって健康に生活するための食行動を身に付ける教育」を充実させることが困難であったのではな

いかと推察される。

栄養教諭に求められる食に関する教育を確かなものとするためには、栄養教諭の配置数を増やすこと

はもちろんのこと、栄養教諭の職務から現行の給食業務は切り離し、食に関する教育のみを職務とすべきである。

文 献

- 1) 農林水産省：食育基本法・食育推進基本計画等。
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrenhou.html>, [2016]. (2020.10.30確認)
- 2) 内閣府：食育白書（平成20年版）. 佐伯印刷，東京，2008.
- 3) 文部科学省：小学校学習指導要領. 東京書籍，東京，2008.
- 4) 文部科学省：中学校学習指導要領. 東山書房，京都，2008.
- 5) 電子政府の総合窓口 e-Gov：学校給食法。
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=329AC0000000160, [2015]. (2020.10.30確認)
- 6) 小野章史，松本義信，小野尚美：義務教育における食育に科学的根拠のあるパフォーマンス. 川崎医療福祉学会誌，27，279-291，2018.
- 7) 川戸喜美枝：学校給食の指導. 奥田眞丈，小林一也編，保健・体育・給食，ぎょうせい，東京，225-255，1994.
- 8) 井上恵嗣：学校給食法の精神は変わらず—学校給食法改正について—. 食育フォーラム，8(91)，10-16，2008.
- 9) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）. 東洋館出版社，東京，2018.
- 10) 文部科学省：中学校学習指導要領（平成29年告示）. 東山書房，京都，2020.
- 11) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編. 東洋館出版社，東京，2018.
- 12) 文部科学省：中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編. 東山書房，京都，2019.
- 13) 金田雅代：栄養教諭の制度と役割. 金田雅代編著，栄養教諭論—理論と実際—，建帛社，東京，1-20，2005.
- 14) 文部科学省：学校給食実施状況等調査。
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/kyuushoku/1267027.htm, [2016]. (2020.10.30確認)
- 15) 文部科学省：学校保健統計調査。
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm, [2016]. (2020.10.30確認)
- 16) 小野尚美：食に関する教育と新しいスタイルの学校給食—個を尊重する学校教育の視点から—. 岡山大学大学院文化科学研究科博士課程学位論文，2011.

(令和2年11月30日受理)

Recommendation of Nutrition Education in Compulsory Education

Hisami ONO and Akifumi ONO

(Accepted Nov. 30, 2020)

Key words : compulsory education, nutritional education (Shokuiku), nutrition teachers

Abstract

In April of 2005 nutrition education teaching began and in June of the same year, the Basic Law on Food Education was enacted, requiring the promotion of food education at educational sites. Although much of the education related to nutrition up to the assignment of nutritional teachers had been conducted during school lunch, the dietary habits have changed markedly over time, and the education content became such that food education is treated as one subject. Considering the current situation, 15 years after the assignment of nutrition education teachers was established, reforming the nutritional education system is considered necessary. The education that nutrition teachers provide is "Education for children to learn how to eat in order to live healthy lives in the future." In order to ensure this, it is necessary to separate it from the current school lunch service and make it nutritional teaching that has food education as its sole purpose.

Correspondence to : Hisami ONO

Department of Human Nutrition
Faculty of Contemporary Life Science
Chugoku Gakuen University
Okayama, 701-0197, Japan
E-mail : samiono@cjcu.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.30, No.2, 2021 623–630)